

木造住宅耐震診断士派遣事業の申込みをなさる方へ  
【申込みにあたっての注意事項】

1. 申込み資格

下記の「対象となる住宅」の所有者で、**市税の滞納のない方**

2. 対象となる住宅

次の要件に**すべて**該当すること。

- ① 1戸建て木造専用住宅または店舗等併用住宅（床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）
- ② **昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）**に建築確認を受けて建築されたもの  
（注）建築年、建築概要等が建築確認通知書、建築計画概要書等で確認できること
- ③ 階数が2階以下で、かつ延べ床面積30㎡以上のもの
- ④ **在来軸組構法**（古くからの柱と梁による構法）または**枠組壁工法**（ツーバイフォー工法）で建築されたもの  
（注）次のような特殊な工法により建築されているものは**対象外**です。  
（ア）丸太組構法（ログハウス）  
（イ）プレハブ工法（工場生産住宅） など
- ⑤ 震災の影響が少ない建物（り災証明：一部損壊、無被害）
- ⑥ 過去に市から耐震診断士の派遣を受けていないこと

3. 募集戸数 **5戸** [先着順で定数になり次第締め切りとなります。]

4. 申込受付期間

**令和8年5月11日（月）から 8月28日（金）まで**（土、日、祝日を除く）  
（受付時間 午前8時30分～12時、午後1時～5時15分）

5. 申込先および問い合わせ先

○ **高萩市役所 都市建設課 建築指導検査室 【本庁舎2階】**  
TEL：0293-23-7032（直通）  
〒318-8511 高萩市本町1-100-1

6. 申込みから決定通知までの流れ

- ① 申込み受付後に、市で内容の確認を行い、診断する住宅と派遣する木造住宅耐震診断士の決定をします。
- ② 派遣する場合は市から申込者に決定通知書を、派遣できない場合は派遣しない旨の通知書を郵送します。時期は**9月上旬頃**となります。通知が届かない場合はお問い合わせください。
- ③ 派遣が決定した方へは、診断士が直接、日程の調整を行い、診断に伺うこととなります。診断士との円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

7. 自己負担金の納付について

派遣決定通知後に納入していただきます。

診断費用 99,000円のうち **自己負担 2,000円**

診断は納付確認後となりますのでご了解ください。

## 8. 耐震診断の概要

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等において、木造住宅の倒壊率は古い住宅ほど高く、老朽化や耐震壁の少なさ、または、配置等のバランスの悪さが倒壊の要因であるといわれています。

高萩市では、地震に対する備えの第一歩として既存建物の耐震性を改めて確認する「木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施することになりました。

今回行う耐震診断は、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法です。

一般診断法は、居住者に過度の負担をかけないように、原則として、図面やヒアリング、あるいは簡易な調査で分かる範囲の情報により診断を行います。また、大地震(震度6程度)での倒壊の可能性について診断を実施するものです。

今回の耐震診断事業における**現地調査は、およそ3時間程度で、ヒアリング・外部調査・内部調査を行う**こととしております。

なお、内部調査は、間取りを中心に小屋裏・天井裏・床下(各1箇所程度:接合部の緊結金物及び火打ち梁・水平構面の仕様・接合状況等を確認するため)を調査します。

したがって、**図面などがない場合は、外観による調査のみの情報で診断するため精度が劣ることとなります**のでご了解下さい。また、平面図等の図面がある場合は、大切に保管し、診断の際に提示してください。

また後日、耐震性の評価をした結果をお知らせし、その評価によっては、今後の補強方法や安全な住まい方等についての例示を提示します。

なお、実際の補強工事を行う場合は、別途精密診断及び補強設計を行う必要があります。

市で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。また、派遣する耐震診断士が、補強工事の見積りの提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。

まぎらわしいセールス等には十分ご注意ください。